

# 各事業主 殿

青森労働局長登録番号第7号  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
青森県支部 支部長 森山 慶一  
(公印省略)

## はい作業主任者技能講習会(追加)の開催ご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、労働安全衛生法に基づき、荷を床面から高さ2メートル以上(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷〔小麦、大豆、鉱石等のばらの物の荷を除く〕の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業については、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならないこととなっております。  
当協会は、青森労働局長の登録教習機関として、上記資格取得の為の講習会を下記により開催致しますので、関係者多数受講されますようご案内申し上げます。

記

### 1. 受講資格

はい付け又ははいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者で、事業主等の「実従事期間」を証明してもらえる者。

### 2. 日時及び会場

| 開催地 | 月 日                                   | 時 間        | 会 場                                                     |
|-----|---------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------|
| 八戸市 | 令和7年7月29日・30日<br>(火) (水)<br>※講習は2日間です | 9:00～16:30 | 青森県トラック協会<br>三八地区研修センター<br>八戸市長苗代26-11<br>☎0178-28-2131 |

### 3. 講習科目と時間数

| 講習科目                          | 時間数  |
|-------------------------------|------|
| はいに関する知識                      | 3時間  |
| 人力によるはい付け又は、はいくずしの作業に関する知識    | 5時間  |
| 機械等によるはい付けはいくずしに必要な機械荷役に関する知識 | 3時間  |
| 関係法令                          | 1時間  |
| 計                             | 12時間 |

“はい付け、はいくずし作業とは”

- \*製造業  
原料又は製品を倉庫等に保管する際、その荷の高さが2メートル以上となる場合該当
- \*建設業  
資材置場で資材等の高さ2メートル以上となる場合該当
- \*運送業・貨物取扱業(倉庫業含む)  
倉庫、上屋、土場で荷の高さが2メートル以上となる場合該当
- \*商店・スーパー・問屋業等  
商品等の売場、倉庫等に高さ2メートル以上に積み重ねられる場合該当

### 4. 講師名 能登谷 仁

5. 受講料 (税込・令和2年4月1日改定)  
12,500円 = (受講料 10,905円 + テキスト代 1,595円)  
受講料は申込と同時に納入して下さい。

## 6. 申 込 方 法

- (1) 受講申込は事前に電話で(仮)予約を行って下さい。但し、(仮)予約だけでは受講できません。  
「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。  
申込期間は開催日の1週間前まで、定員に達し次第〆切りとします。

※銀行振込の場合は払込票（コピー）を添付すること

|     |                       |      |           |
|-----|-----------------------|------|-----------|
| 銀行名 | 青森みちのく銀行本店営業部         | 普通預金 | No.280713 |
| 口座名 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部 |      |           |

## 7. 申 込 先

【青森会場】〒030-0111

青森県青森市荒川字品川111-3(青森県トラック協会研修センター内)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

☎017-729-2211 FAX017-729-2266

【八戸会場】〒039-1103

青森県八戸市長苗代化石26-11

青森県トラック協会三八支部

☎0178-28-2131 FAX0178-29-4754

## 8. そ の 他

- (1) 講習終了後、同会場で修了試験を行いますので筆記用具を持参のこと。
- (2) 申込書には所定サイズの写真(縦2.6cm×横2.3cm)2枚を添付のこと。
- (3) 申込書には事業所の「実従事期間」を必ず記入し、事業主等の職名・氏名、押印(シャチハタ不可)のこと。
- (4) 受講日現在所持する運転免許証の写し(本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも)を貼付けて下さい。
- (5) 受講申込者の都合にて出席出来ないときは、受講料を返金致しません。
- (6) 合格者には「はい作業主任者技能講習修了証」を後日郵送で交付致します。
- (7) 昼食は各自準備して下さい。
- (8) 認印は申込み氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。  
例：齋藤 → 斉藤 は認印として認められません。
- (9) 併記を希望の方で旧姓を使用の場合は戸籍謄本及び旧姓を併記した住民票・自動車運転免許証等証明書、通称を使用の場合は住民票又はそれに類する証明書を添付すること。